

都市建設委員会審査日程表

日 時 令和5年9月14日（木）

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

- 第1 議案第76号 和解について
- 第2 議案第77号 令和4年度流山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第3 議案第73号 令和4年度流山市水道事業会計決算認定について
- 第4 議案第70号 令和5年度流山市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第74号 令和4年度流山市下水道事業会計決算認定について
- 第6 議案第71号 令和5年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第7 議案第75号 流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第72号 令和4年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第69号 令和5年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 所管事務の継続調査について

和解について

1 概要

本市が平成24年5月7日に沖電気工業株式会社（以下「沖電気」という。）の代理店である三峰無線株式会社（以下「三峰無線」という。）と8,190万円（消費税含む）にて締結した消防救急デジタル無線装置購入契約について、公正取引委員会が独占禁止法違反を認定した。

このことから、沖電気及び三峰無線に対し、不法行為（民法第709条）を共同して行っているとして、共同不法行為（民法第719条）による損害賠償請求を行うこととし、令和2年第2回定例会において議案第49号の議決を得たため、損害賠償金1,638万円、これに対する年5分の割合による遅延利息及び本訴訟の裁判費用を求め、令和2年6月26日に提訴したものである。

この損害賠償請求事件について、千葉地方裁判所松戸支部（以下「裁判所」という。）を通し、訴訟上の主張、立証を踏まえ、和解協議を当事者間で行った結果、裁判所より和解条項案の提示があり、当事者間で和解の合意に達した。

和解案は、本市が締結した契約金8,190万円の8.55%にあたり、全国の和解状況から算出した平均値7.08%を超えるものであることから、本件紛争の迅速な解決を図るため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、提案するものである。

2 背景

平成15年の電波法令の改正に伴い、消防救急無線は平成28年5月31日までに、それまでのアナログ無線をデジタル化しなければならず、全国の消防本部はデジタル方式に移行した。

3 和解金

7,000,000円

消防救急デジタル
携帯型無線装置



消防救急デジタル車載型無線装置（常備、消防団）



消防救急デジタル
卓上型無線装置



消防救急デジタル
可搬型無線装置



消防救急デジタル受令機



流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p> | <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p> |

議案第72号

令和4年度流山市土地区画整理事業特別会計
歳入歳出決算認定について決算書P877～P880
事項別明細書P881～P894

令和4年度土地区画整理事業特別会計実質収支(P894)

| 区 分 | 金 額 (千円) |
|-----------------|----------|
| 1. 歳入総額 | 113,329 |
| 2. 歳出総額 | 108,776 |
| 3. 歳入歳出差引額 | 4,553 |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源 | 0 |
| 5. 実質収支額 | 4,553 |

令和4年度土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

(1) 歳入

| 款 | 項 | 4年度決算額(円) | 内 容 |
|---------|-----------|-------------|---------------------|
| 1 清算金収入 | 1 清算金収入 | 12,811,953 | ・清算金収入 |
| 2 繰入金 | 1 一般会計繰入金 | 61,337,000 | ・一般会計からの繰入金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 39,180,269 | ・前年度繰越金及び繰越事業に係る繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 雑入 | 0 | |
| 歳 入 合 計 | | 113,329,222 | |

(2) 歳出

| 款 | 項 | 4年度決算額(円) | 内 容 |
|-----------------|--------------------------|-------------|---------------------|
| 1 総務費 | | 66,787 | |
| | 1 西平井・鱈ヶ崎地区 総務管理費 | 35,888 | ・主に事務に要する経費 |
| | 2 鱈ヶ崎・思井地区 総務管理費 | 30,899 | ・主に事務に要する経費 |
| 2 土地区画 整理事業費 | | 6,243,972 | |
| | 1 西平井・鱈ヶ崎地区 土地区画整理事業費 | 889,900 | ・主に家屋等調査業務委託料等 |
| | 2 鱈ヶ崎・思井地区 土地区画整理事業費 | 5,354,072 | ・主に家屋等調査業務委託料、損失補償等 |
| 3 公債費 | 1 公債費 | 102,465,748 | ・償還元金及び利子 |
| 歳 出 合 計 | | 108,776,507 | |

議案第69号

令和5年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

1. 歳入予算の補正

歳入

(単位:千円)

| 款 | 補正前の額 | 9月補正額 | 補正後予算額 |
|----------------|--------|-------|--------|
| 繰入金 | 32,541 | 4,550 | 27,991 |
| 繰越金 | 2 | 4,550 | 4,552 |
| 補正されなかった款項に係る額 | 11,816 | 0 | 11,816 |
| 歳入合計 | 44,359 | 0 | 44,359 |

2. 補正内容

(1) 歳入

一般会計繰入金の更正減

4,550千円

(内訳)

・一般会計繰入金(西平井・鱈ヶ崎地区)

0千円

・一般会計繰入金(鱈ヶ崎・思井地区)

4,550千円

(減額理由) 令和4年度の実質収支額が確定したことにより、
財源調整として一般会計繰入金を減額するもの。

前年度繰越金の追加

4,550千円

(増額理由) 令和4年度の実質収支額が確定したことにより、
前年度繰越金を追加するもの。